

業務説明書

- 1 手続開始公示日 令和 7 年 5 月 8 日
- 2 契約担当官等
分任支出負担行為担当官 東北農政局北上土地改良調査管理事務所長 兼平 正樹
- 3 担当部局
〒020－0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官
電話 019－613－2534
- 4 業務概要
 - (1) 業務の目的
本業務は、豊沢川農業水利事業の事業完了に向け、事業成績書を構成する図書である土地改良施設整理台帳附属図面を作成し、円滑な事業完了の推進に資するものである。
 - (2) 業務内容
ア．実施場所
(ア) 岩手県花巻市豊沢字白沢地内他
(イ) 管理図作成対象施設
・豊沢ダム 1 件
イ 作業内容 特別仕様書第11条のとおり
ウ 貸与資料 特別仕様書第10条のとおり
 - (3) 業務の詳細
別冊、業務請負契約書（例）、特別仕様書のとおり
 - (4) 履行期限 令和 7 年12月19日
 - (5) 入札契約方式 簡易公募型競争入札（最低価格落札方式）
 - (6) 本業務は、業務説明書の交付、参加表明書の提出及び受領に係る確認並びに入札について原則として電子入札システム（以下「電子入札方式」という。）で行う対象業務である。ただし、電子入札方式によりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は、紙入札方式に代えることができる。
 - (7) 本業務は、契約手続きに係る書類の接受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。
なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
 - (8) 本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する業務である。

- (9) 本業務は、低入札業務における品質確保対策の試行対象業務であり、特別仕様書に記載する品質確保対策の履行状況については、業務成績評定に厳格に反映するとともに、状況内容によっては、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づき指名停止等の措置を講ずる。
- (10) 本業務は参加表明時に「参加表明書総括表」を提出する試行対象業務である。

5 競争参加資格及び選定基準

(1) 入札参加者に要求される資格要件

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

ウ 東北農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「A等級又はB等級」で「測量・補償コンサルタント」の確認を受けていること。ただし、競争参加資格の認定を受けていない者も下記6により申請書及び技術提案書を提出することができるが、当該競争に参加するためには、落札決定時までには当該資格の認定を受けていなければならない。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

なお、ウの認定を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあつては、東北農政局が別に定める手続に基づいて一般競争入札参加資格の再認定を受けている者であることを要する。

オ 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

カ 東北農政局長から測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

キ 東北農政局管内に本社（店）を有していること。

(2) 資本関係又は人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする複数の者の間に、以下のアからウまでの各項目のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記に該当する場合において、参加表明書の提出者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、東北農政局競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。

ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ・会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ・会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ・会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ・会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により執行しないこととされている社員を除く。)
- d 組合の理事
- e その他業務を執行するものであって、aからdまでに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合。
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同一視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 配置予定技術者の資格要件

ア 管理技術者

土地改良補償士、土地改良補償業務管理者、又は土地改良補償士若しくは土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者は下記イの照査技術者の要件とする。

また、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者をいう。

イ 照査技術者

土地改良補償士、又はこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、次によるものとする。

(ア) 土地改良補償業務管理者の資格がある場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者

(イ) 土地改良補償業務管理者の資格がない場合

大学卒18年(短大・高専卒23年、高校卒28年)以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者

(4) 当該業務部門

当該業務部門は、用地・補償における用地調査(完了図書の作成)である。(AGRIS業務分類：用地・補償(大分類)用地調査(中分類))

(5) 参加表明者の選定基準(別添1参加表明者選定基準参照)

ア (1)に示す入札参加者に要求される資格要件に加え、別添1に示す参加表明者選定基準に記載されている評価項目のいずれかが「選定しない」と評価された場合は、入札参加者として選定しない。

イ 予定照査技術者の資格が(3)のイに示す資格要件に該当しない場合は、入札参加者として選定しない。

ウ 企業評価項目

(評価の着目点)

- ・ 競争参加資格の認定
- ・ 当該業務部門の技術者の存在

- ・ 過去10年間（前年度までの過去の10年間。以下、同じ。）の1件当たり1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績及び業務成績
- ・ 当該年度を含む過去3年間の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無
- ・ 過去3年間の管内における地域貢献活動への支援
- ・ 過去3年間の災害活動実績
- ・ 過去3年間の表彰実績
- ・ 再委託の内容及び分担業務の構成員
- ・ ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等

エ 予定管理技術者評価項目

（評価の着目点）

- ・ 技術者資格及びその専門分野の内容
- ・ 過去10年間（前年度までの過去の10年間。以下、同じ。）の1件当たり1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の業務実績又は実務経験、業務成績
- ・ 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組状況
- ・ 1件当たり1.5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額

オ 分任支出負担行為担当官は、上記の基準により、競争参加者を最も評価点の高い者から10位の者までを選定する。

参加者が10者に満たない場合、又は、10位までの者が10者を超える場合は10位以内全ての者を選定する。

6 参加表明書の作成、提出等

（1）本競争の参加希望者は、次に従い参加表明書（別添3）を提出しなければならない。

5の（1）のウに掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も参加表明書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時まで当該資格の認定を受け、かつ指名されていなければならない。

また、参加表明書の提出者が、本業務説明書を入札公示に示す交付期間、場所及び方法により交付を受けた事実が確認されない場合は、当該参加表明書を無効とし、非選定とする。

なお、提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、指名されない。

ア 提出期間

別表1の①に示す期間

イ 提出先

〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所 企画課 企画情報管理官
電話 019-613-2534

ウ 提出方法

本業務は、参加表明時に参加表明書総括表を提出する試行対象業務であり、参加表明書総括表（別添2）に記載のうえ、参加表明書と合わせて提出すること。

また、参加表明書を提出しようとする複数の者の関係において、資本関係又は人的関係がないことを確認するため、5（2）に掲げる資本関係又は人的関係がある者に関する情報について、別添4に記載し申告すること。

なお、別添4により申告した関係者が本業務の参加表明書を提出した場合には、当該業務の参加表明書を無効とする。

また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

（ア）電子入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書一式を電子入札方式により提出期間内に提出するものとする。

提出様式については、一括してPDFファイル形式によるものとし、ファイルの合計容量が10MBを超えないものとする。ただし、参加表明書総括表（別添2）はファイル形式「Microsoft Excel」によるものとする。（電子入札方式では、提出できるファイル数が1ファイルに制限されているため、複数のファイルを圧縮（lzh形式等）して、1つのファイ

ルで提出すること。)

なお、添付資料等により合計容量を超過する場合は、別添3の様式1及び別添2のみを電子入札方式により提出し、その他の資料については紙によりイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「特定信書便」という。))のいずれかの方法で提出(提出期限内必着)すること。電送又は電子メールによるものは受け付けない。

(イ) 紙入札方式の場合

業務説明書に示す参加表明書の様式により作成し、提出期間内に必着でイの提出先に持参、郵送(書留郵便に限る。)、特定信書便のいずれかの方法で提出すること(提出期限内必着)。併せて、参加表明書総括表(別添2)(ファイル形式「Microsoft Excel」)をCD-Rに収めて提出場所へ提出すること。

なお、電送又は電子メールによるものは受け付けない。

エ 提出部数

参加表明書の提出部数は、1部とする。

オ 選定結果の通知方法・時期

参加表明書の選定・非選定結果については、別表1の②に示す日までに書面にて通知する。

カ 記載上の留意事項

(ア) 企業の有資格者登録(別添3の様式2に記載すること)

企業の競争契約参加資格者登録の有無

(イ) 有資格技術者数(別添3の様式3に記載すること)

企業に所属する有資格技術者について資格の種類、部門(選択科目等)ごとに人数を記載する。

(ウ) 企業の過去10年間の当該業務部門実績(別添3の様式4に記載すること)

契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門に応じた業務及び評定点を記載する。

(エ) 重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無(別添3の様式5に記載すること。)

当該年度を含めた過去3年間の業務の納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無を記載する。

(オ) 企業の地域貢献活動への支援(別添3の様式6に記載すること)

- ・ 表彰には、管内での過去3年間に受けた「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績を記載する。
- ・ 管内での過去3年間に企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体(広域活動組織又は活動組織)の構成員となり行う継続的な支援実績について、広域活動組織又は活動組織名と活動年度を記載する。その組織が行う活動計画において保全管理する区域が地域振興立法8法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。

(カ) 企業の災害対応活動の実績(別添3の様式7に記載すること。)

- ・ 過去3年間の土地改良施設等に係る災害協定等に基づく活動実績又は災害協定に基づかない国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した活動実績の内容を記載する。

(キ) 企業の表彰実績(別添3の様式8に記載すること。)

- ・ 表彰には、過去3年間に企業として受けた当該業務部門に関連する農林水産大臣・農村振興局長(全国(地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局)で評価された業務が対象)、地方農政局長表彰、事業(務)所長表彰(当該地方農政局管内で評価された業務が対象)、農業農村工学会(全国土地改良工事等学術技術最優秀賞)を記載する。

(ク) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況(別添3の様式9に記載すること。)

各認定で該当するものがある場合、該当することを証明する書類(認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届(都道府県労働局の受領印付)の写し)を添付すること。

なお、外国法人については、内閣府による認定等確認通知書の写しにより確認する。対象となる認定は以下の通り。

- ・ 女性活躍推進法に基づく認定等(えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等)(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業(第9条に関するものに対しては、

労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。

- ・ 次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん・トライくるみん認定企業）（次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）
- ・ 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。）

（ケ）事業実施体制（別添3の様式10に記載すること。）

- ・ 他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、その内容を記載するとともに、備考欄にその理由（企業の技術的特徴等）等を記載すること。

なお、再委託先又は協力先が明らかな場合は、併せて記載するものとする。

ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

（コ）予定管理技術者の経歴（別添3の様式11に記載すること）

- ・ 予定管理技術者について、経歴等を記載する。
- ・ 契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における当該業務部門の管理技術者としての業務実績及び当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験を記載する。

なお、当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験とは、地方農政局請負工事等監督要領第3号に示す総括監督職員又は主任監督職員の経験又はこれと同等程度の経験をいう。

また、前述の業務実績、実務経験がない場合で、当該業務部門の担当技術者としての実績がある場合はその実績を記載する。

- ・ 農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況を記載する。
- ・ 手持ち業務は、本業務の公示開始日（令和7年5月8日）現在において履行中の管理技術者としての契約額1.5百万円以上の全業務（発注者が他国、他機関の業務を含む。）を記載する（別添3の様式10に記載すること）。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知。）に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日（令和7年5月8日）に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

（サ）・予定照査技術者について経歴等を記載する（別添3の様式12に記載すること）。

キ 参加表明書総括表（別添2）

参加表明者選定基準に示す企業評価及び予定管理技術者評価について評価項目ごとに申請内容、評価及び評価点を記載する。

（2）その他留意事項

ア 参加表明書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された参加表明書は返却しない。

ウ 提出された参加表明書は、入札参加者の選定以外に提出者に無断で使用しない。

エ 提出期限日以降における参加表明書の差し替え及び再提出は認めない。

オ 参加表明書に記載した予定管理技術者及び予定照査技術者は、原則として変更できない。

ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

カ 参加表明書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書を無効とするとともに、東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年9月1日付け15北総第528号（経）東北農政局長通知）に基づく指名停止を行うことがある。

7 非指名理由の説明等

- （1） 分任支出負担行為担当官は、参加表明書を提出した者のうち指名（入札参加者として選定）しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」とい

う。)を書面により通知する。

- (2) (1)の通知を受けた者は、分任支出負担行為担当官に対して非指名理由について、次に従い書面(様式自由)により説明を求めることができる。

ア 受付期間

(1)の通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日を除く。)後の午後5時。

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

書面は持参することにより提出するものとし、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

- (3) 分任支出負担行為担当官は、非指名理由の説明を求められたときは、(2)のの受付期間の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

8 業務説明書に関する質問の受付及び回答

- (1) 業務説明書に対する質問は、次に従い文書(別添5)により提出すること。なお、文書には回答を受け付ける窓口担当の部署、氏名、電話番号を併記すること。

ア 受付期間

別表1の③に示す期間

イ 受付場所

3に同じ。

ウ 提出方法

別添5(ファイル形式「Microsoft Word」)に記載の上、下記のアドレスに電子メールにより送信すること。

また、電子メール送信後はその旨を電話にて連絡し、必ず着信確認をすること。

E-mail: thn-shitsumon-kita@maff.go.jp

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を含まない。)以内に電子入札方式(又は電送等)により行うほか、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

別表1の④に示す期間

イ 閲覧場所

3に同じ。

9 入札及び開札

- (1) 入札の日時

ア 電子入札方式による入札の送信期限

(ア) 入札の送信期限

別表1の⑤に示す日時

(イ) システム端末の不具合や通信障害等の不測の事態を考慮し、提出期限に余裕を持って入札金額の送信を行うこと。

イ 紙入札方式により持参する場合の入札書の受領期限及び提出先

(ア) 入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時に6の(1)のイの場所に持参し、入札する。

ウ 紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合

(ア) 入札書の受領期限

別表1の⑥に示す日時までに6の(1)のイの場所に必着。

(2) 入札方法等

- ア 入札書は、電子入札方式により提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は紙入札方式により持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。ファクシミリ等による入札は認めない。
- イ 電子入札方式による手続開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
- ウ 電子入札方式に障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- オ 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- カ 電子入札方式に係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」によるものとする。
（東北農政局ホームページ：<https://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html>

(3) 開札の日時

別表1の⑦に示す日時

(4) 開札の場所 〒020-0023 岩手県盛岡市内丸7-25 盛岡合同庁舎
東北農政局北上土地改良調査管理事務所会議室

(5) 開札の立ち会い

電子入札方式により入札した場合は開札の立ち会いは不要とするが、紙入札方式による入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければならない。紙入札方式による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わない場合でも、その入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

(6) 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるための資格要件のない者の入札、参加表明書に虚偽の記載をした者の入札並びに別冊「東北農政局競争契約入札心得」において示した条件等、入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(7) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 入札者が2者未満の場合の手続きの中止

参加表明書の提出又は入札（電子入札方式の場合は、入札書の送信期限の日時、若しくは紙入札の場合は、入札を行う日時のどちらか遅い時期）のいずれかの手続き期限をもって、入札者が2者未満となることが明らかとなった場合、以降の手続きを中止する。
なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

10 低入札業務における品質確保対策の試行について

(1) 品質確保対策

次に示す割合を予定価格に乗じて得た価格を下回る価格で契約した場合、業務の適切な品質を確保するため、以下を実施することとし詳細は特別仕様書によるものとする。

- ア 本業務については、受注者が自ら行う照査とは別に、資本関係及び人的関係において関係がない第三者による照査を受注者の責任において実施するものとする。

- イ 管理技術者は、第三者による照査技術者が行う照査結果及び照査状況（写真撮影を含む）について、その都度監督職員へ報告するものとする。
- ウ 本業務の屋外で行う測量（又は調査）の実施に際しては、管理技術者が現場に常駐するものとするとともに、管理技術者は、監督職員と事前打合せの上で、屋外作業期間中、毎日、東北農政局北上土地改良調査管理事務所に出向き監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し作業内容を記録するものとする。
- エ 管理技術者は、全ての打合せに立ち会い、監督職員に履行状況を報告するものとする。

オ 割合

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表AからD（測量の場合は、AからC）までに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、測量を除く請負契約については、その割合が10分の8.1を超える場合にあっては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費の額に10分の5を乗じて得た額

（2）品質確保対策の履行

品質確保対策の履行について、次の場合には業務成績評価において減点措置を講ずる。

- ア 「管理技術者立ち会いの打合せに係る履行について文書注意を受けた場合」又は「屋外作業の管理技術者の常駐に係る履行について文書注意を受けた場合」…5点減点
- イ 「第三者による照査に係る履行について文書注意を受けた場合」…10点減点

11 貸与資料の閲覧

特別仕様書第10条に示す貸与資料については、閲覧可能とする。

閲覧期間については、別表1の⑧に示す期間とするので、閲覧を希望する場合は、3に示す担当部局等に事前に連絡すること。

閲覧方法についてはデータでの閲覧とし、CD-R等で貸与するので閲覧の際は余裕を持って連絡すること。

12 業務の成果品質確保対策について

受発注者間の測量・調査方針、条件等の確認の場として、次の会議等を設置するので、管理技術者等の受発注者代表は次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（1）照査の確実な実施

業務の成果物納入時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、成果物の納入時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身から照査報告を実施できるものとする。

13 その他

（1）契約書作成の要否

要。（別冊「業務請負契約書（例）」により作成する。）

（２）入札保証金 免除

（３）契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行盛岡代理店）

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行仙台支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 東北農政局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは履行保証保険契約の締結を行った場合又は業務完了保証人を付した場合は、契約保証金を免除する。

（４）手続における交渉の有無 無

（５）関連情報を入手するための照会窓口

３に同じ。

（６）手続において使用する言語、通貨及び単位

契約の手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第51号）によるものとする。

（７）競争入札心得の遵守

入札参加者は、別冊「東北農政局競争契約入札心得」及び別冊「業務請負契約書（例）」を熟読し、東北農政局競争契約入札心得を遵守すること。

（８）入札に関する手続の中止

分任支出負担行為担当官が中止の必要があると認めた場合は、入札に関する手続を中止する。

この場合、中止に関する公示及び入札参加者に対して通知を行う。

なお、その場合、公示内容等を検討して再度入札公示を行うことがある。

（９）契約の制限

本業務を受注したコンサルタント及び、本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められる建設会社又は製造会社については、本業務に係る工事を請け負うことができないものとする。

（10）電子契約システムについて

ア 本件は、契約手続きに係る書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象業務である。

イ 電子契約システムによりがたく、紙での契約手続きを希望する者は、紙契約方式への変更承諾願（別添６）を提出しなければならない。

ウ 電子契約システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙契約方式に変更する場合がある。

（11）入札する企業における人権尊重の確保について

入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

その他の入札に関する事項については入札心得によるものとする。

（12）発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方氏名及び働きかけの内容）を記録し、同規程第９条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会（以下「委員会」という。）

に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームページにより公表する。

発注者綱紀保持対策の詳細は、当省のホームページによる。

(https://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf)

(不当な働きかけ)

- ア 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- イ 指名競争入札において自らを指名すること又は他者を指名しないことの依頼
- ウ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- エ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- オ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- カ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- キ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ク その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

別表 1

①	参加表明書の提出期間	令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 5 月 22 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ただし、最終日については午前 11 時 30 分までとする。
②	選定結果の通知時期	令和 7 年 6 月 2 日を予定
③	質問受付期間	令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 9 日まで 持参する場合は、上記期間(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
④	質問回答閲覧期間	令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 6 月 11 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
⑤	電子入札方式又は紙入札方式により持参する場合の入札期間	令和 7 年 6 月 10 日から令和 7 年 6 月 17 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ただし、最終日については、午前 10 時 00 分までとする。
⑥	紙入札方式により郵送又は特定信書便で提出する場合の入札書受領期間	令和 7 年 6 月 10 日から令和 7 年 6 月 16 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ただし、最終日については、午後 4 時 00 分までとする。
⑦	開札の日時	令和 7 年 6 月 17 日午前 11 時 00 分
⑧	貸与資料の閲覧期間	令和 7 年 5 月 9 日から令和 7 年 5 月 22 日まで(行政機関の休日を除く。)の午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで ただし、最終日については、午前 11 時 30 分までとする。

(注) 「行政機関の休日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日をいう。

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札（価格競争方式）】

豊沢川農業水利事業
豊沢川地区管理図作成（その2）業務

評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価						備考
				評価	A	評価点	B	評価点	C	
〈企業評価〉										
企業評価	資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	—	—	1	資格登録されている	選定しない	資格登録されていない	
		技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が2名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が6名以上存在	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が1名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が2名以上存在	選定しない	A、Bに該当しない	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上に従事した者。土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経過年数とする。 なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は、1年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者 ・土地改良補償士と土地改良補償業務管理者の両資格保持者は、土地改良補償士の資格で計上する。
		専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績（国営以外の農業農村整備事業を含む）	2	当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が1～4件ある	0	当該業務部門の業務実績がない
	地域への貢献		過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は、下位グループとする。（ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループとする。） ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			納品後における重大な測量又は調査ミスの発覚等による契約不適合の有無	—	—	1	右に該当しない	-2	重大な測量又は調査ミスの発覚等により、測量又は調査のやり直し又は成果物の手直しがあった	・重大な測量又は調査ミスとは、管内国営事業（務）所が発注する業務において、当該年度より過去3か年度に用地調査等業務で境界紛争、調査不足等により事業推進に弊害を及ぼしたものをいう。
			過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事等表彰」における地域貢献活動の表彰実績有り	1	管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績有り	0	地域への貢献に対する取り組み実績（過去3年間）がない	地域への貢献に対する取り組み実績（過去3年間）がない場合は評価しない（0評価）。 企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員となり行う継続的な支援実績がない場合は、上段の評価を地域への貢献の評価とし、ある場合は下段の多面的機能支払の活動実績の評価を地域への貢献の評価とする。（いずれかを評価とする。） 広域活動組織又は活動組織の行う活動計画において保全管理する区域が地域振興立法8法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。 ※地域振興8法：特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法 広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織を評価する。 緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から当該年度を除くことができるものとし、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3か年度」と読み替えることができるものとする。
			過去3年間（前年度まで）の管内における地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員として行う継続的な支援実績がある場合）	3	5組織以上	2	3～4組織	1	1～2組織	
			過去3年間（前年度まで）における災害活動実績の有無	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある	0.5	災害協定に基づかない活動実績がある	0	災害協定等に基づく活動実績（過去3年間）がない	災害協定等に基づく活動実績とは、 ・国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請を受けて実施した災害活動実績 ・被災地方公共団体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害活動実績をいう。 災害協定に基づかない活動実績とは、 ・国、地方公共団体等からの要請を受けて実施した災害活動実績（家畜防疫活動を含む）をいう。 活動実績（過去3年間）がない場合は評価しない（0評価）。
		※地域への貢献は合計点を評価点とし、合計点が4点以上となった場合は最大4点として評価する。								
	業務執行能力		過去3年間（前年度まで）の表彰実績の有無	2	業務表彰実績（農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰、農政局長表彰）がある	1	業務表彰実績（農政局長表彰）がある	0.5	業務表彰実績（事業（務）所長表彰）がある	企業として受けた表彰を対象とし、評価対象は以下のとおりである。 ・農林水産大臣表彰、農村振興局長表彰（全国（地方農政局、北海道開発局及び沖縄総合事務局）で表彰された業務が対象） ・農政局長表彰、事業（務）所長表彰（当該地方農政局管内で表彰された業務が対象） ・農業農村工学会表彰（全国土地改良工事等学術技術最優秀賞） 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門とAGRI業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。
				1	【加点点評価点】 農業農村工学会表彰					
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等推進に係る認定の取得状況等	0.5	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。（以下「女性活躍推進法」という。））に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。（以下「次世代法」という。））に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業）※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。（以下「若者雇用促進法」という。））に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	—	—	0	Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第9条又は第12条の規定に基づく認定を受けている企業（第9条に関するものに対しては、労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。 ※2 次世代法第13条又は第15条の2の規定に基づく認定を受けている企業 ※3 若者雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業

	業務の実施体制	業務の実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	—	—	1	右に該当しない	選定しない	業務の主たる内容を再委託する場合	様式9に再委託の記載が無い場合は、「B評価」とする。
--	---------	-------------	------------------	---	---	---	---------	-------	------------------	----------------------------

参加表明者選定基準【簡易公募型競争入札（価格競争方式）】

豊沢川農業水利事業
豊沢川地区管理図作成（その2）業務

評価対象	評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳		評価				備考	
			評価	A	評価点	B	評価点	C		
〈予定管理技術者評価〉										
技術者評価	資格要件	技術者資格	技術者資格及びその専門分野の内容	5	土地改良補償士	2	土地改良補償業務管理者	—		・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に10年以上従事した者、土地改良補償業務管理者資格がない場合は、土地改良事業関係の用地調査等業務に17年以上従事した者 ・業務に従事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。 なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上該当業務に従事している場合は1年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・高専卒23年、高校卒28年）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者・土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者と「同等の能力と経験を有する技術者」に該当しない場合は、選定しない。
			同等の能力と経験を有する技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者	選定しない		
	専門技術力	業務執行技術力	過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務実績又は実務経験（国営以外の農業農村整備事業を含む。）	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績、又は当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実務経験がない	・業務実績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務
			過去10年間（前年度まで）の当該業務部門の業務の平均成績（国営の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・評価における件数は、最近の完了順に5件までとする。 なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の参加表明書提出初日で重複を判断する。） ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、対象者数が奇数の場合にあってはグループ分した際の中間の者は、下位グループとする。（ただし、中間の者が直上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループとする。） ・業務成績については、以下のとおりとする。 （管理技術者の場合） 業務成績評定通知に示す（管理技術者「技術者評定点」）である。 （担当技術者の場合） 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。
			管理技術者としての成績がなく、担当技術者としての成績がある場合（過去10年間）	—	—	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	—	—	
			農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況	3	研修会への参加が過去3年間（前々年度まで）に3回以上	1	研修会への参加が過去3年間（前々年度まで）に1～2回	0	A、Bに該当しない	・研修会とは自社以外の他機関が主催する用地補償業務（管理を含む。）に関する研修会をいう（参加を証明する資料の写しを添付）。ただし、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。（講師として参加した場合は、回数に含む。） ・前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより研修会への参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年を除く過去3年間」と読み替えることができるものとする。
	専任性	専任性	1件当たり1.5百万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額（国営以外も含む。）	3	手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額5千万円未満	1	手持ち業務件数9件以内かつ業務契約総額2億円未満で、Aに該当するものを除く	-2	A、Bに該当しない	・既契約の工期末日と当該業務の公示日（令和7年5月8日）で重複を判定。
	情報収集力	地域精通度	過去2年間（前年度まで）の近接地域で農業農村整備事業に係る業務実績	2	当該事業（務）所における業務実績有り	1	当該県内（岩手県内）における業務実績有り	0	A、Bに該当しない	

最高評価点 34.5点

（選定の考え方）

A、B、Cの評価点を合計し、最も評価点の高い者から業務内容に応じて、7位の者までを選定する。
なお、参加者が7者に満たない場合、又は7位までの者が7者を超える場合は、7位以内全ての者を選定する。

参加表明書総括表

業務類型	簡易公募型競争入札（価格競争方式）
業務名	豊沢川農業水利事業 豊沢川地区管理図作成(その2)業務

【別添2】

のセルのみ記入すること。

										業者記入欄		評点			
評価項目	評価の着目点	評価の着目点内訳	評価点	A	評価点	B	評価点	C	備 考	例：〇〇コンサルタンツ		業 者 名			
(企業評価)															
資格要件	有資格者登録	競争参加資格の認定	—	—	1	資格登録されている	選定しない	資格登録されていない		B	1	登録有り	A:— B:1 C: 選定しない		
技術者資格	当該業務部門の技術者の存在	3 土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が2名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が6名以上存在	3	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が1名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が6名以上存在	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者が1名以上であり、土地改良補償業務管理者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者との合計が6名以上存在	選定しない	A、Bに該当しない	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・専修校2年、高校卒3年等）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、業務に就事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。 なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上当該事業に従事している場合は1年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・専修校2年、高校卒3年等）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者）に該当しない場合は、選定しない。	A	3	士2、同等4	A:3 B:1 C: 選定しない		
専門技術力	成果の確実性	過去10年間（前年度までの）当該業務部門の業務実績（国定以外の農業農村整備事業を含む）	2	当該業務部門の業務実績が5件以上ある	1	当該業務部門の業務実績が1～4件ある	0	当該業務部門の業務実績がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・評価における件数は、最近の完了月に5件までとする。 なお、10件に満たない場合は、その全てを対象とする。 ・当該業務部門とは、農務課農業支庁交付金課である。 ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、A評価及びB評価の順位に当たってはグループ別上位の中間の者は、下位グループとする。（ただし、中間の者が最上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループとする。） ・業務成績については、業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。	A	2	5件	A:2 B:1 C:0		
		過去10年間（前年度までの）当該業務部門の業務の平均成績（国定の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	A	2	上位1/2	A:2 B:1 C:0			
	納品後における重大な測量又は調査ミスの発生等による契約不適合の有無	—	—	1	右に該当しない	-2	重大な測量又は調査ミスの発生等により、測量又は調査のやり直し又は成果物の手直しがあった	B	1	該当しない	A:— B:1 C: -2				
	地域への貢献	過去3年間（前年度までの）管内における地域貢献活動への支援	2	「優良工事表彰等」における地域貢献活動の表彰実績有り	1	管内における農地・農業用水等の資産保全、造成施設の安全管理、農村環境保全、住民参加型農業施設、児童地帯解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績又は災害活動実績	0	地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない	地域への貢献に対する取組み実績（過去3年間）がない場合は評価しない（0評価）。 ・評価として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員となり行う継続的な支援実績がない場合は、上記の評価を採れない。賞状の取得は、多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体の活動実績の評価を採れない。賞状の取得としない。（いずれかを評価とする。） ・当該業務部門とは、農務課農業支庁交付金課である。その成績が地域貢献活動に及ぼす影響は、当該業務部門の業務実績及び災害活動実績の評価に反映するものとする。	A	2	有り	A:2 B:1 C:0		
		過去3年間（前年度までの）管内における地域貢献活動への支援（多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員として行う継続的な支援実績がある場合）	3	5組織以上	2	3～4組織	1	1～2組織	C	1	2組織	A:3 B:2 C:1			
		過去3年間（前年度までの）管内における災害活動実績の有無	1	土地改良施設等を対象とした災害協定等に基づく活動実績がある	6	災害協定に基づかない活動実績がある	0	災害協定等に基づく活動実績（過去3年間）がない	C	0	災害協定に基づく活動実績無し	A:1 B:0 C:0			
※地域への貢献は合計点を評価点とし、合計点が4点以上となった場合は最大4点として評価する。															
業務執行能力	過去3年間（前年度までの）表彰実績の有無	2	業務表彰実績（大臣表彰、農村民間局長表彰、農政局長表彰）がある	1	業務表彰実績（事業（務）所長表彰又はその他表彰がある	0	表彰経験がない	企業として受けた表彰を対象とし、表彰対象は、業務説明書等で記載（別添） ・業務表彰：大臣表彰、農村民間局長、農政局長表彰、事業（務）所長表彰 ・その他表彰：農業農村工学会表彰 評価対象は当該業務部門に関連する表彰とし、業務表彰については、当該業務部門と対応した表彰分野の「大凡げ」を同じくする業務実績を評価する。	C	0	表彰経験なし	A:2 B:1 C:0			
		1【加算評価点】 農業農村工学会表彰						C	0	該当なし	A:1 B:— C:0				
ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等の推進に係る認定の取得状況等	6	次に掲げるいずれかの認定等を受けている。 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（市町村77団体のいずれか。以下「女性活躍推進法」という。）に基づく認定等（あるとし、プラチナレベル認定企業等）第1 ・次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん・トライくるみん・プラチナくるみん認定企業） ※2 ・青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和46年法律第97号。以下「若年雇用促進法」という。）に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	—	—	0	Aに該当しない	※1 女性活躍推進法第15条又は第16条の規定に基づく認定を受けている企業（「誇れる企業」を指すものに限る。）。労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）、（前掲第8条に基づく労働者主行動計画）に賛同している企業（「誇れる企業」を指すものに限る。）。認定を受けている企業（労働者主行動計画の数が100人以内のものに限る。）。 ※2 次世代法第15条又は第16条の規定に基づく認定を受けている企業 ※3 若年雇用促進法第15条の規定に基づく認定を受けている企業	A	0.5	1	A:0.5 B:— C:0			
業務の実施体制	業務の実施体制の妥当性	再委託の内容及び分担業務の構成員	—	—	1	右に該当しない	選定しない	再委託の主たる内容を再委託する場合	様式1に再委託の記載が無い場合は、「自評価」とする。	B	1	再委託なし	A:— B:1 C: 選定しない		
<予定管理技術者評価>															
資格要件	技術者登録	技術者資格及びその専門分野の内容	6	土地改良補償士	2	土地改良補償業務管理者	—	—	・土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・専修校2年、高校卒3年等）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、業務に就事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。 なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上当該事業に従事している場合は1年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・専修校2年、高校卒3年等）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者）に該当しない場合は、選定しない。	A	5	土地改良補償士	A:5 B:2 C:—		
専門技術力	業務執行能力	同等の能力と経験を有する技術者	3	土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者	1	土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者	1	土地改良補償士又はこれと同等の能力と経験を有する技術者	・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・専修校2年、高校卒3年等）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良補償業務管理者資格がある場合は、土地改良補償業務管理者の資格試験に合格し、登録後、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、業務に就事した年数は、土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した業務経験年数とする。 なお、その従事期間の計算方法は、4月1日から翌年の3月31日までを1年度とし、このうち業務日数を積み上げて183日以上当該事業に従事している場合は1年と見なす。 ・土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒18年（短大・専修校2年、高校卒3年等）以上相当の能力と経験を有し、かつ、土地改良事業関係の用地調査等業務に7年以上従事した者、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者の資格がなく、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者）に該当しない場合は、選定しない。	A	2	有り	A:3 B:1 C: 選定しない		
		過去10年間（前年度までの）当該業務部門の業務実績又は業務経験（国定以外の農業農村整備事業を含む。）	2	当該業務部門の管理技術者としての業務実績をマネジメントした実績経験がある。	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	0	当該業務部門の業務実績、実績経験がない	・業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務である。 ・当該業務部門とは、農務課農業支庁交付金課である。 ・評価における件数は、最近の完了月に5件までとする。 なお、5件に満たない場合は、その全てを対象とする。（「最近の完了」とは、本業務の担当技術者として業務に従事する期間である。） ・参加表明者のうち、C評価以外のものを対象に上位（下位）を決定するものとし、A評価及びB評価の順位に当たってはグループ別上位の中間の者は、下位グループとする。（ただし、中間の者が最上位の平均成績と同点であった場合は、上位グループとする。） ・業務成績については、以下のとおりとする。 ・業務成績評定通知に示す「管理技術者（技術者評定点）」である。 （当該業務部門の業務実績） 業務成績評定通知に示す「業務評定点」である。	A	2	81点	A:2 B:1 C:0		
		過去10年間（前年度までの）当該業務部門の業務の平均成績（国定の農業農村整備事業のみ）	2	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の上位1／2グループ	1	当該業務部門の管理技術者として担当した業務の平均成績が参加表明者の下位1／2グループ	0	当該業務部門の業務実績がない	A	2	81点	A:2 B:1 C:0			
		管理技術者としての成績がなく、担当技術者としての成績がある場合（過去10年間）	—	—	1	当該業務部門の担当技術者としての業務実績がある。	—	—					A:— B:1 C:—		
専任性	専任性	農業農村整備事業に関する継続教育に対する取組み状況	3	研修会への参加が過去3年間（前々年度まで）に3回以上	1	研修会への参加が過去3年間（前々年度まで）に1～2回	0	A、Bに該当しない	研修会とは登録以外の機関が主催する労働者職業訓練（研修を含む。）に限る。研修会とは、労働者職業訓練（研修を含む。）に限る。ただし、土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者（研修を含む。）に該当しない場合は、選定しない。	A	3	3回以上	A:3 B:1 C:0		
		1名当たり1.5万円以上の管理技術者としての手持ち業務件数及び手持ち業務契約総額（国定以外も含む。）	3	手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額千円未満	1	手持ち業務件数3件以内かつ業務契約総額千円未満で、Aに該当するものを除く	-2	A、Bに該当しない	・既契約の工務所と当該業務の公示日（令和7年5月8日）で重複を判定。	A	3	2件52万円	A:3 B:1 C:-2		
情報収集力	地域精通度	過去2年間（前年度までの）近接地域で農業農村整備事業に係る業務実績	2	当該事業（務）所における業務実績有り	1	当該事業内（若手管内）における業務実績有り	0	A、Bに該当しない		C	0	該当しない	A:2 B:1 C:0		
最高評価点										34.5点		28.5		0.0	

参 加 表 明 書

業務名称

令和○年度

○○○○農業水利事業

○○○○○用地測量調査業務

標記業務の競争入札者選定の参加について関心がありますので、参加表明書を提出します。
なお、業務説明書に掲げる入札参加者に要求される資格要件を有することを誓約します。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局○○○事業（務）所長

○○ ○○ 殿

(提出者)

住 所

会社名

代表者 役職 氏 名

電話番号

担当者 役職 氏 名

メールアドレス

(様式2)

企業の有資格者登録の有無等

項 目			
競争契約参加資格者登録	有（登録番号 ○○○）	無	手続中

注1：有の場合は、登録番号を記載する。

注2：参加資格申請中の場合は、申請書類写しを提出する。

注3：有資格者登録の「競争参加資格の認定」を評価する。

(様式3)

有資格技術者数

資格の種類	部 門 等	所属技術者人数
(例) 土地改良補償士		○名
(例) 土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者		○名
(例) 土地改良補償業務管理者		○名
(例) 土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者		○名

注1：所属技術者人数の記載は、資格の種類を重複して記載しない。

注2：有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。

なお、土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者で土地改良補償業務管理者の資格を有する者については、その有効に登録されている証明書の写しと当初資格取得時の証明書の写しを併せて添付すること。

注3：土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者については、対象者の氏名、最終卒の履歴（卒業年次・学校名称・学科）、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面（土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの）を作成し、添付すること。

AGRIS 未登録業務の場合は、契約書の写し等、業務内容（業務名、業務概要、発注機関、履行期間、受注者、契約金額）が確認できる資料を添付すること。

注4：土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者及び土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者の判断基準は、参加表明者選定基準の＜企業評価＞の資格要件による。

注5：技術者資格の「当該業務部門の技術者の存在」を評価する。

(様式4)

企業の過去10年間の当該業務部門の業務実績及び業務成績

業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点
AGRIS登録番号：				
AGRIS登録番号：				

AGRIS登録番号：				
計 〇〇件、平均評定点〇〇. 〇〇点				

注1：過去10年間とは、前年度より過去10か年度とし、当該年度は含めない。
注2：契約金額1,500万円以上の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は契約書の写し等業務内容（業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額）が確認できる資料を添付すること。
注3：業務実績及び成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、10件まで記載する。
なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び成績が10件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め10件まで記載する（本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。）。
注4：評定点は、業務成績評定点とし、国営のみを記入する。
注5：当該業務部門とは、発注者が業務説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務である。
なお、業務概要には当該業務部門に合致する事項を簡潔に記載する。
注6：業務実績、業務成績は、東北農政局管内における当該業務内容に応じた業務。
注7：成果の確実性のうち、過去10年間の業務実績や業務成績を評価する。

(様式5)

重大な測量・調査ミスの発覚等による契約不適合の有無

項 目	有 無
過去3年間の業務で納品後における重大な測量・調査ミスの発覚等により、測量・調査のやり直し又は成果物の手直しがあつたか。	該当あり ・ 該当なし

注1：該当項目に○を付けること。
注2：該当ありの場合は、確認できる資料を添付すること。
注3：成果の確実性のうち、契約不適合の有無について評価する。

(様式6)

企業の地域貢献活動への支援（管内における過去3年間）

優良工事（業務）表彰における地域貢献活動の表彰の経歴				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内 容	備 考
地域活動に対する取組み状況 （市町村や協議会・団体からの参加証明書、参加者名簿等を添付すること）				
年月日	場 所	地域活動の内容		
多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員として行う継続的な支援実績（活動組織からの証明書を添付すること）				
広域活動組織または活動組織名			活動年度	

- 注1：過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。
- 注2：地域活動に対する取組み状況は、管内における農地・農業用水等の資源保全、造成施設の保安全管理、農村環境保全、住民参加型直営施工、荒廃農地解消活動、農村地域防災活動等に対して企業としての継続的な支援実績について記載する。
- 注3：地域への貢献の、「過去3年間の地域貢献活動の支援」について評価する。
- 注4：企業の地域貢献活動への支援内容が確認できる資料（表彰状（地域貢献活動）の写し、取り組み実績を証明する資料等）を添付すること。
- 注5：継続的な支援実績とは、年1回以上の地域貢献活動を連続した2か年以上にわたり継続的に実施していることをいう。
- 注6：企業として多面的機能支払交付金実施要綱第5事業実施主体（広域活動組織又は活動組織）の構成員となり行う継続的な支援実績について、広域活動組織又は活動組織名と活動年度を記載する。その組織が行う活動計画において保安全管理する区域が地域振興立法8法及び棚田地域振興法のいずれかに該当するものに限る。
- 地域振興8法とは、特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法及び小笠原諸島法
- また、広域活動組織に属する活動組織の構成員である場合、広域活動組織は評価せず、活動組織を評価する。広域活動組織または活動組織としての支援内容を確認できる資料として、【継続活動実績の証明書の例】参考に添付すること。
- 注7：緊急事態宣言が発動された年において、活動に支障が生じた場合にあっては、継続的な支援実績の対象期間から当該年度を除くことができるものとし、「過去3年間の地域貢献活動の支援」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間の地域貢献活動の支援」と読み替えることができるものとする。

「継続活動実績の証明書の例」

〇〇活動組織活動実績 証明書

構成員（団体名等）：〇〇株式会社

〇〇株式会社は〇〇活動組織の構成員として、令和〇年度から令和〇年度の間、毎年度継続して活動実績があることを証明します。

なお、当活動組織は、農村振興8法指定地域で活動していることを申し添えます。

年月日

〇〇活動組織代表 署名

（留意事項）

農村振興8法指定地域で活動しているかどうかは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書」【活動組織から市町村に提出するもの】の（別紙1）「多面的機能支払に係る活動計画書（第1号事業様式）2 組織の広域化・体制強化の計画部の点線枠組内に地域振興立法の適用の記載箇所がありますので、その部分をご確認ください。」

(様式7)

企業の災害対応活動実績（過去3年間）

災害協定等に基づく活動実績			
期間	場所	災害対応活動の内容	備考

注1：過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。

注2：災害対応活動に対する取組み状況は、国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績又は被災自治体からの要請を受け、国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績について記載する。

注3：国（地方農政局等）との間に締結した土地改良施設等に係る災害協定に基づく要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料（国からの要請文書等の写し、国から要請された団体等の会員であることを示す会員名簿等の写し、活動内容を証明する契約書の写し）を添付すること。

注4：業務執行能力（災害等の不測の事態にあっても要請に応じられる「企業としての業務管理運営能力」）について評価する。

注5：国から団体等に対して行った協力依頼に基づき実施した災害対応活動実績については業務名も記載すること。（例：災害設計書作成（〇〇〇〇業務））

注6：災害協定に基づかない要請に基づき実施した災害対応活動実績については、災害対応活動の内容が確認できる資料（国・地方公共団体等からの要請文書等の写し、活動内容を証明する契約書の写し等）を添付すること。

(様式8)

企業の表彰実績（過去3年間）

表彰実績（業務表彰、その他表彰等） ^(注2)				
表彰名	表彰年月	業務又はテーマ名	内容 ^(注3)	備考 ^(注4)

注1：過去3年間とは、前年度より過去3か年度とし、当該年度は含めない。

注2：表彰経験には、当該業務部門に関連する表彰を記載し、表彰経験が確認できる資料（表彰状の写し等）を添付すること。（当該業務部門とは、発注者が入札説明書等で示すAGRIS業務分類コード表における分類と同一の業務であり、業務表彰については、当該業務部門とAGRIS業務分類の「大分類」を同じくする業務の表彰を評価する。）

注3：内容欄は簡潔にまとめる。

注4：備考には、業務表彰である場合は発注機関、履行期間、評定点を、その他参考となる表彰である場合は、所管団体名を記載する。

(様式9)

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況

1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等

○「えるぼし1段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし2段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「えるぼし3段階目」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナえるぼし」の認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定・届出をしており、かつ、常時雇用する労働者が100人以下である。

【 該当 ・ 該当しない 】

2 次世代育成支援対策推進法に基づく認定

○「くるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「トライくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

○「プラチナくるみん認定」を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

3 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定

○ユースエール認定を取得している。

【 該当 ・ 該当しない 】

注1：1から3の全項目について、該当するものに○を付けること。

注2：それぞれ、該当することを証明する書類（認定通知書の写し・一般事業主行動計画策定・変更届（都道府県労働局の受領印付）の写し）を添付すること。

注3：「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」第2条に規定する同要綱の対象となる外国法人の場合は、それぞれ、該当することを証明する書類（内閣府男女共同参画局長による認定等確認通知書の写し）を添付すること。

(様式10)

業務実施体制【再委託等について記載】

分担業務及び再委託等の内容	備 考

注1：当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその理由を記述するとともに、再委託先又は協力先が明らかな場合は企業名等を記載すること。

(様式11)

予定管理技術者の経歴等

ふりがな 氏 名	生年月日			
所属・役職				
所有技術者資格〔資格の種類、部門（選択科目）、登録番号、取得年月日〕				
過去10年間の当該業務部門の管理技術者又は担当技術者としての業務実績及び成績 管理技術者 ・ 担当技術者 (該当する方に○を付ける) 合計〇〇件、平均成績点〇〇. 〇〇点				
業務名	業務概要	発注機関	履行期間	評定点

AGRIS登録番号：				
AGRIS登録番号：				
AGRIS登録番号：				
過去10年間の当該業務部門の業務をマネジメントした実務経験				
業務名	業務概要	発注機関	実施年度	監督における立場 (総括／主任)
AGRIS登録番号：				
農業農村整備事業に関する継続教育に対する取り組み状況				
前年度の参加回数		回 (参加を証明する資料の写しを添付すること)		
過去3年間 (前年度まで) の参加回数		回 (参加を証明する資料の写しを添付すること)		
手持ち業務の状況 (令和 年 月 日現在) 合計〇〇件 〇〇. 〇百万円				
業 務 名	発注機関	履行期間	契約金額	
AGRIS登録番号：				
AGRIS登録番号：				
AGRIS登録番号：				

注1：土地改良補償士又は土地改良補償業務管理者と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴（卒業年次・学校名称・学科）、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面（土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの）を作成すること。

なお、様式3での証明書で準用する。

注2：過去10年間とは、前年度より過去10ヵ年とし、当該年度は含めない。

注3：当該業務部門とは、業務説明書等で示すAGRIS業務分類（コード）表における分類と同一の業務。

注4：業務実績及び成績は、契約金額1.5百万円以上の東北農政局管内における農業農村整備事業に関する業務とし、AGRIS未登録業務の場合は、契約書の写し等業務内容（業務名、業務概要、発注機関及び受注者、履行期間、契約金額）が確認できる資料を添付すること。

管理技術者としての業務実績がない場合は、過去10年間の当該業務部門の担当技術者としての業務実績及び業務成績を記載すること。

業務実績及び業務成績は、最近の完了順に国営の農業農村整備事業を優先し、5件まで記載すること。

なお、国営の農業農村整備事業の業務実績及び業務成績が5件に満たない場合は、国営以外の農業農村整備事業を含め、5件まで記載すること（本業務の公示日を含む年度の完了業務は、記載しないこと。）。

業務成績（評定点）は、管理技術者としての実績がある場合は「技術者評定点」、担当技術者としての実績である場合は「業務評定点」とし、国営農業農村整備事業のみを記載すること。

注5：農業農村整備事業に関する継続教育に対する取り組み状況は、自社以外の他機関が主催する用地補償業務（管理を含む。）に関する研修会への参加回数を記載する。

ただし、土地改良補償士、土地改良補償業務管理者等の資格試験講習会を除く。なお、講師として参加した場合は回数に含む。

研修を受講等している場合は受講等したことを証する書面の写しなど、研修会に参加したことを証明する書類を添付すること。

上半期（4月～9月）に間に公示する業務については「前年度」を「前々年度」とする。

また、「過去3年間」とは、「前年度からの過去3年間」である。前年度に緊急事態宣言が発動されたことにより研修会への参加に影響が生じたと判断される場合は、「過去3年間」を「緊急事態宣言が発動された年度を除く過去3年間」に読み替えることができる。

注6：「手持ち業務の状況」は、国営及び国営以外の農業農村整備事業、その他公共機関の受注業務であり、管理技術者として従事している業務契約金額が1.5百万円以上の業務を記載すること。

なお、会計年度を跨ぐ受注業務では、当該年度の出来形予定額を「手持ち業務」とするのでこれを契約金額欄に記載し、契約額全体を同欄上段に括弧書きで記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の一時中止に係る申出があった場合の措置の延長等について」（元予第2210号大臣官房参事官（経理）通知）に基づき一時中止等を行ったことにより公示開始日（令和7年5月8日）に完了していない業務については手持ち業務量とは数えないものとするが、対象の是非は発注者において判断するため、これらの業務を含め全ての手持ち業務を記載すること。

注7：プロポーザル方式による業務で予定管理技術者として特定された未契約の業務は、手持ち業務の対象としないので留意すること。

注8：技術者資格及び業務執行技術力の各項目、専任制について評価する。

(様式13)

予定照査技術者の経歴等

ふりがな 氏 名	生年月日
所属・役職	
所有技術者資格〔資格の種類、部門（選択科目）、登録番号、取得年月日〕	

注1：有資格者は、資格を確認できる証明書等の写しを添付する。
注2：土地改良補償士と同等の能力と経験を有する技術者については、最終卒の履歴（卒業年次・学校名称・学科）、会社内の所属部門、従事した業務実績の経歴を証明する書面（土地改良事業関係の用地調査等業務に従事した期間については、年月日まで記載したもの）を作成すること。
なお、様式3での証明書で準用する。
注3：当該業務における照査技術者の資格要件を確認する資料である。

(様式14)

地域精通度について

業務名	履行期間	履行場所	業務概要

注1：近傍地域における過去2か年度の業務実績について記載する。
注2：地域精通度を設定した場合は、本様式を記載する。
注3：地域精通度として、過去2か年度の近接地域における農業農村整備事業の実績を評価する。

資本関係又は人的関係に関する申告書

分任支出負担行為担当官
東北農政局〇〇事業所長
〇〇 〇〇 殿

住所
商号又は名称株式会社
代表者役職氏名

業務名 〇〇〇〇事業
〇〇〇〇業務

令和〇年〇月〇日付けで公示のありました標記業務に係る参加表明書及び技術提案書の提出に際し、業務説明書 5（2）に掲げる資本関係又は人的関係にある者について、下記のとおり申告します。
なお、当該関係者が本業務の参加表明書及び技術提案書を提出した場合、当該業務の参加表明書及び技術提案書が無効となることについての異議申立てを行わないことを誓約します。

記

1 業務説明書 5（2）①のア及びイに掲げる資本関係にある他の入札参加資格者

受付番号※（2）	商号又は名称	資本的関係
〇〇〇〇〇〇	（株）〇〇〇〇	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	子会社の関係
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	子会社の関係

2 業務説明書 5（2）②のア、イ及びウに掲げる人的関係にある他の入札参加資格者

役職及び氏名	兼任先		
	受付番号※（2）	商号又は名称	人的関係
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	（株）〇〇〇〇	代表取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	取締役
執行役員 〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇（株）	取締役

※記載にあたっての留意事項

- （1）記入欄が不足する場合は、適宜、欄を追加すること。
- （2）受付番号欄には、令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格確認通知書の「受付番号」を記載すること。申請中の場合は、「申請中」と記入すること。
- （3）該当がない場合は、「なし」と記入すること。
- （4）記載事項の真偽を確認するため、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 121 条に規定する株主名簿（写）、その他関係資料の提出を求めることがある。
- （5）上記に掲げる関係者が本業務の入札に参加した場合には、当該業務の参加表明書及び技術提案書は無効とする。また、このことにかかる異議申立ては、一切受け付けない。

〇〇事業 〇〇業務
質問回答書（令和 年 月 日）

項 目	内 容（回 答）	備 考

担当窓口部署：〇〇〇〇
担当者氏名：〇〇 〇〇
電話番号：〇〇〇-〇〇-〇〇〇

別添6

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

東北農政局〇〇事業（務）所長 〇〇 〇〇 殿

住 所：

商号又は名称：〇〇〇〇株式会社

代 表 者：代表取締役

〇〇 〇〇

電子契約システム対象業務における紙契約方式への変更承諾願について

貴所発注の〇〇〇〇〇〇〇〇事業〇〇〇〇業務について、電子契約システムを利用して
の契約手続きができないため、紙契約方式への変更を承諾されたく申請します。